
■□■ 賃管士メールマガジン 学習開始号① ■□■

受験生様各位

メルマガ登録ありがとうございます。

Kenビジネススクールです。

賃貸不動産経営管理士試験受験に役立つ情報を毎号お届けさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

■□■ 賃管士学習 今からのおすすめは！ ■□■

■賃管士受験を志された皆様、Ken ビジネススクールの賃管士メールマガジンのお申込みをいただきまして、誠にありがとうございます。

この5月の時期からいよいよ学習を始めていきましょう。賃管士の試験は11月ですので、焦る必要は全くありませんが、資格試験の学習は「毎日少しずつ」を積み重ねることにその極意があります！ 具体的には（資格試験対策全般について当てはまりますが）、下記のような事項をクリアしていくこととなります。

①基本のテキストを読んで、基礎知識を頭に刻み込む（知識のインプット）。

②問題集を解いて、知識の確認をする（知識のアウトプット）。

資格試験の学習につきましては、基本的に、上記の「インプット」と「アウトプット」の作業を繰り返すことにつきます。どうして、繰り返すのでしょうか？ どうしても、一度覚えただけでは、脳みその仕組みとして、忘れてしまいがちですので、繰り返して学習することが大事になってきます。

「なかなか覚えられないよ～」 「すぐに忘れてしまうよ～」ということので、悩む必要はありません。繰り返して覚えていけば、知識がだんだん濃くなりますし、試験当日に思い出せればOKです

ので、それまでは「忘れたら、すぐに確認しよう！」という作業を習慣化することに重きを置いていってください。

さて、賃貸不動産経営管理士の受験に関しましては、その出題範囲の基になりますのが「賃貸不動産管理の知識と実務（改訂4版：大成出版社刊）」という本です。このたび改訂が入り、最新刊から試験は出題がさ

れますので、未だお持ちでない方は必ず最新版を購入しましょう。古い版をお持ちの方も、学習に際しましては最新版をご用意ください。いわゆる「公式テキスト」ですので、総ページ数が1000ページ超と分厚いですが、「ここから出題されるんだ！全部覚えちゃおう！！」という気持ちで臨めば、頑張っただけで目を通したくなりますね。

とは申しましても、いかんせん分厚い！ということですので、学習に使いやすい参考書や問題集をあわせて用意して、分からないところを公式テキストで確認するようにすると便利ですね。

GWが終わり、新元号にもなりました。イベント感満載の春ですが、今年も” 賃管士合格！！”ということも、ぜひ実現していきましょう！そのためには、まずはこの過ごしやすい季節、公式テキストを少しずつ読み進んでおくようにしてください。興味のあるページをつまみ食いするような感じで眺めておいていただいてもよいでしょう。

■ Ken ビジネススクールのお薦め講座は...

・ 賃管士予想模試

本試験の1カ月前から全3回実施される予想模擬試験です。例年、的中率が高く大人気の模擬試験となっています。また、3回の予想模試を通じて、弱点を発見し、総復習ができるという利点があります。

⇒https://www.ken-bs.co.jp/chintaikanri_moshi.html

■ □ ■ 賃管士過去問題のご紹介 ■ □ ■

【問 題】賃貸住宅管理業者登録制度において定められている賃貸住宅管理業者による貸主に対する管理受託契約の成立時の書面の交付（本問において「書面の交付」という。）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1 交付する書面は、貸主に対する管理受託契約に関する重要事項の説明の書面とは別途の書面として作成する必要がある。
- 2 書面の交付は、対面で手渡す手法のほか、郵送でもできる。
- 3 交付する書面は、必要事項が記載されている限り、様式は問われな

い。

4 書面の交付は、賃貸住宅管理業務を無償で行う場合にも必要である。
～平成 27 年問 7～

【解答】

×賃貸住宅管理業者は、管理受託契約を締結したときは、貸主に対し、遅滞なく、必要事項を記載した書面を交付しなければなりません（準則 6 条 1 項）。この場合、必要な事項が記載されていれば、重要事項の説明書面と管理受託契約の契約書面をひとつの書面によって兼ねることができます（Q&A 準則）。なお、契約が成立前に書面を交付し、重要事項の説明を行ったうえで、契約の締結に至ることが必要です。

○賃貸住宅管理業者は、管理受託契約を締結したときは、貸主に対し、遅滞なく、必要事項を記載した書面を交付しなければなりません（準則 6 条 1 項）。また、賃貸住宅管理業者は、賃貸不動産経営管理士等をして、その書面に記名押印させなければなりません。書面の交付方法については、訪問、郵送等の手段は問いません。ただし、相手方に確実に交付されることが必要です。したがって、郵送ですることもできます。

○賃貸住宅管理業者は、管理受託契約を締結したときは、貸主に対し、遅滞なく、必要事項を記載した書面を交付しなければなりません（準則 6 条 1 項）。管理受託契約の成立時に交付する書面は、必要事項が記載されていれば、その様式については問われていません。

○賃貸住宅管理業者は、管理受託契約を締結したときは、貸主に対し、遅滞なく、必要事項を記載した書面を交付しなければなりません（準則 6 条 1 項）。賃貸住宅管理業務を無償で行う場合であっても、書面交付は必要です。

※過去問は、すぐに理解できなくてもOK！ 「賃管士試験では、こんな問題が出るのね～」というところから、学習をスタートしていきましょう！

■□■ バックナンバーのご紹介 ■□■

こちらでは、メールマガジンのバックナンバーをご覧いただけます。

https://www.ken-bs.co.jp/studysupport/mailmagazine_pm.html

■株式会社Kenビジネススクール■

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-12-7 ストーク新宿 1F

TEL : 03-5326-9294 / FAX : 03-5326-9291

Email : info@ken-bs.co.jp (受付)

<https://www.ken-bs.co.jp/>

Kenビジネススクールは、不動産取引を専門とする教育機関です。
Kenビジネススクールでは、

- ・ 宅建登録講習（5問免除講習）の実施（国土交通省指定）

⇒ https://www.ken-bs.co.jp/index_touroku-kousyu.html

- ・ 宅建登録実務講習（合格後の実務研修）の実施（国土交通省指定）

⇒ <https://www.ken-bs.co.jp/index-kikin.html>

- ・ 宅建試験の受験指導

⇒ https://www.ken-bs.co.jp/takkenn_kouza.html

- ・ 賃貸不動産経営管理士試験の受験指導

⇒ <https://www.ken-bs.co.jp/chintaikanri.html>

- ・ 企業研修プロデュース

⇒ <https://www.ken-bs.co.jp/houjin.html>

- ・ 書籍の研究開発・出版

⇒ <https://www.ken-bs.co.jp/syoseki-annai.html>

を中心に運営しております。
